

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定【港湾空港局整備保全部整備保全課】 2
- 北九州市港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の負担割合【港湾空港局整備保全部整備保全課】 5

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】 6

北九州市告示第449号

北九州市港湾環境整備負担金条例（昭和55年北九州市条例第12号）第2条第2項の規定により、同条第1項に定める負担対象工事を次のとおり指定する。

平成29年12月6日

北九州市長 北橋 健治

工種の種類	工事名	工事の実施された場所	工事の完了の日	工事に要した費用（円）
港湾環境整備施設（施設の敷地を含む。）の建設又は改良の工事	新門司緑地整備工事	門司区新門司北一丁目	平成29年3月31日	5,057,126
	砂津緑地整備工事	小倉北区浅野三丁目		81,447,920
	響灘緑地整備工事	若松区響町一丁目		45,877,231
港湾環境整備施設（施設の敷地を含む。）の維持の工事	新門司地区管理業務	門司区新門司北二丁目及び新門司北三丁目 新門司東緑地	平成29年3月31日	33,793,293
	太刀浦地区管理業務	門司区太刀浦海岸 太刀浦1号緑地、太刀浦5号緑地、太刀浦8号緑地、太刀浦中央緑地、太刀浦運動公園緑地及び太刀浦東公園緑地		
	旧門司地区管理業務	門司区東港町及び旧門司二丁目 旧門司遊歩道緑地		
	西海岸地区管理業務	門司区港町、西海岸一		

	<p>丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目及び東港町</p> <p>西海岸1号緑地、西海岸2号緑地、西海岸3号緑地、西海岸親水緑地、西海岸休憩所緑地及び西海岸休憩所</p>
日明地区管理業務	<p>小倉北区西港町及び浅野三丁目</p> <p>日明東1～5号緑地及び浅野臨海部防災1号緑地</p>
戸畑地区管理業務	<p>戸畑区川代二丁目</p> <p>戸畑親水緑地</p>
八幡地区管理業務	<p>八幡東区大字枝光</p> <p>八幡東田緑地</p>
若松地区管理業務	<p>若松区久岐の浜及び本町一丁目</p> <p>久岐の浜マリンコア緑地及び若松南海岸緑地</p>
響灘地区管理業務	<p>若松区響町一丁目</p> <p>響灘1号緑地、響灘2号緑地、響</p>

		灘エコタウン緑地、響灘1号緑地 公衆便所及び響灘2号 緑地中央公衆便所		
港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事	新門司地区清掃ほか業務 太刀浦地区清掃ほか業務 門司地区清掃ほか業務 旧門司地区清掃ほか業務 西海岸地区清掃ほか業務 日明地区清掃ほか業務 洞海地区清掃ほか業務 戸畑地区清掃ほか業務 若松地区清掃ほか業務 八幡地区清掃ほか業務 響灘地区清掃ほか業務	北九州港臨港地区並びに港湾区域内の門司地区、小倉地区及び洞海地区	平成29年 3月31日	63,843,240

北九州市告示第450号

北九州市港湾環境整備負担金条例（昭和55年北九州市条例第12号）第4条第1号の規定により、負担対象工事に要する費用の負担割合を次のとおり定める。

平成29年12月6日

北九州市長 北 橋 健 治

工 事 名	負担割合
新門司緑地整備工事（平成28年度に実施した工事に限る。）	16分の1
砂津緑地整備工事（平成28年度に実施した工事に限る。）	16分の1
響灘緑地整備工事（平成28年度に実施した工事に限る。）	16分の1

北九州市公告第 830 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 29 年 12 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R 九州小倉駅ビル

北九州市小倉北区浅野一丁目 2 番 2 号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

小倉ターミナルビル株式会社

北九州市小倉北区浅野一丁目 1 番 1 号

代表取締役社長 山下信二

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ア 変更前

代表取締役社長 馬場義文

イ 変更後

代表取締役社長 山下信二

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社アズノウアズ

東京都渋谷区富ヶ谷二丁目 2 4 番 7 号

代表取締役社長 浅見英理

他 93 社

イ 変更後

株式会社アズノウアズ

東京都渋谷区富ヶ谷二丁目 2 4 番 7 号

代表取締役社長 浅見英理

他 99 社

- 4 変更の年月日
平成29年7月14日
- 5 変更する理由
店舗入替等に伴う変更
- 6 届出年月日
平成29年11月22日
- 7 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課
 - (2) 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市小倉北区役所総務企画課
- 8 縦覧期間
平成29年12月6日から平成30年4月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成29年12月29日から平成30年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで
- 9 意見書の提出要領
次に掲げる事項を記載した文書を平成30年4月6日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。
 - (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 連絡先電話番号
 - (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (5) 意見